

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月25日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第26号

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成17年鴨川市規則第96号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式中

料金		を	料金		に、
納入期限			税率		
			消費税額等		
			納入期限		

「
上記の金額を領収しました。
」
「
上記の金額を領収しました。
」
を
鴨川市（登録番号）
に改める。

別記第11号様式中

「
金額 円
」
「
金額 円
税率 % (内消費税額等 円)
」
を
に、

「
鴨川市会計管理者
」
鴨川市会計管理者 を
鴨川市（登録番号）
に、

「
上記の金額を領収しました。
」
「
上記の金額を領収しました。
」
を
鴨川市（登録番号）
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。